

帝京長岡・吉田大教諭の地位保全等仮処分申立 新潟地裁長岡支部決定を受けて

声 明

2020年9月23日

帝京長岡高等学校職員労働組合
新潟県私立学校教職員組合連合

9月18日、新潟地裁長岡支部は、帝京長岡高校に勤務していた吉田大教諭に対して学校法人・帝京蒼柴学園がおこなった2020年3月31日付の普通解雇は解雇権の濫用であり無効とし、賃金の仮払いを命ずる決定を下しました。

決定書では、学園が吉田教諭に通知した「解雇理由書」記載の解雇理由に対し、「本件普通解雇は、債権者の職務の適格性につき、債務者に重大な損害を与えたり、その経営や業務運営等に重大な影響や支障を及ぼすほどの内容である場合にあたるとは言えず、また、それらが、指導や教育、注意、降格や懲戒処分等の事前の改善措置によっても容易に是正し難い程度に達しているとも言えない状況において行われたものと認められる」とし、「よって、本件普通解雇は、解雇権の濫用に当たり、無効である」と結論づけています。

学園は、吉田教諭が組合員であることを認識して以降、吉田教諭へのパワーハラを激化させ、事実のないことや事実の歪曲による懲戒処分の強行、強化指定部である女子バレーボール部監督・顧問からの排除をおこないました。それらの行為が、2017年11月2日、県労働委員会の中で「組合員であることを理由にした不当労働行為である」との命令を受けても、学園はその命令に従わないどころか、中央労働委員会に不服申立をおこないました。そして学園は、2020年3月10日、その中央労働委員会の中でも、最終段階で示された「懲戒処分の撤回」と「男子バレーボール部の顧問就任」等を内容とする和解勧告を拒否しただけでなく、その翌日11日には、吉田教諭に対し解雇通告をおこなうという前代未聞の暴挙までおこないました。さらに、吉田教諭から休日にバレーボール指導を受けことを理由としたパワーハラスメントが学園によって、ある生徒に対して行われました。その生徒は悲しいことに退学と転学を余儀なくされ、損害賠償を求めて、学園を訴える裁判も始まっています。

私たちは、組合員であることを理由とした差別を学園から一掃すること、教職員の身分が守られ安心して働くことができる職場をつくること、これらの実現を強く願い、労働委員会への申立てや裁判にも訴えてきました。それが学園の教育の改善にもつながることであると、心から願ってのことです。

私たちは、今回の新潟地裁長岡支部の決定を機に、学園が争議の全面解決に向け、現在係争中の争議を一刻も早く終結させることを強く求めます。その上で、学園が吉田教諭の解雇撤回と職場復帰を速やかにおこない、労使関係の正常化をはかるとともに、前述の生徒のような被害者を生むことのないようにすることを強く求めます。

私たちは、「差別をなくす」「人権を守る」ことは、教育の場でこそ、より尊重されなければならないと考えています。教職員が安心して教育活動に専念でき、生徒一人ひとりが大切にされる学校をつくっていくため、今後も引き続き奮闘していく決意です。

以上